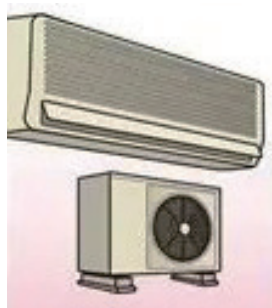


令和 8 年 4 月 1 日から 家電 4 品目の持ち込みができます



令和 8 年 4 月 1 日から、霞台クリーンセンターみらい及び中継センターに、リサイクル料金と運搬料金を支払うことで「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」の家電 4 品目を持ち込むことが可能となります。

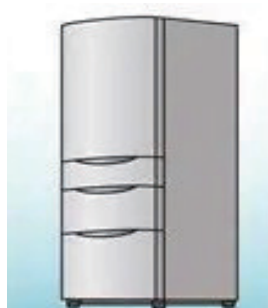


① エアコン



② テレビ

(ブラウン管・有機EL・液晶・プラズマ)



③ 冷蔵庫・冷凍庫



④ 洗濯機・衣類乾燥機

ご注意ください ⚠

- 構成市町（石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町）の家庭から排出された家電 4 品目を受け入れします。ただし、家庭で使用していた業務用機器、事業所で使用していたすべての機器は受け入れしません。
- リサイクル料金は、メーカーや品目ごとに決められています。
詳しくは、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクルセンター
ホームページに記載の一覧表（右の二次元コード）をご確認ください。
- 家庭ごみ（10kgにつき 100 円）と家電 4 品目を一緒に持ち込めます。
- 郵便局でリサイクル料金を振り込む必要はありません。
当施設で「リサイクル料金」＋「運搬手数料 2,000 円」を支払い、受け入れします。
- 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の中に異物がある場合は、異物を持ち帰っていただくか、家庭ごみの料金で処分します。



霞台クリーンセンターみらい

📍 小美玉市高崎 1824-2

☎ 0299-26-0246

午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（日曜日、年末年始除く）

中継センター

📍 小美玉市堅倉 1725-2

☎ 0299-48-1571

午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始除く）